平成２４年（フ）第２７号
滋賀県彦根市芹川町1212番地　219号、前住所滋賀県彦根市西今町850番地80　１号
債務者　太田　雄介
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第５８号
滋賀県東近江市今町426番地２　ヴィ企画寮206号
債務者　戸田　一樹
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１１号
兵庫県川西市加茂１丁目16番８号
債務者　大森　三枝（旧姓三原）
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１４０号
兵庫県尼崎市武庫之荘２丁目９番14号　アルターナ武庫之荘Ｂ103、前住所兵庫県西宮市津門川町12番13―303号
債務者　望月　香織
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４５号
兵庫県尼崎市南武庫之荘５丁目19番22号　ビューハイツ武庫之荘108号
債務者　吉田　恵子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１７２号
兵庫県西宮市山口町上山口３丁目21番41―104号
債務者　永井　京子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２０２号
鳥取県境港市中野町5408番地３グリーンタウンＣ棟101
債務者　武良　克已
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第２０６号
鳥取県米子市淀江町中西尾112番地２
債務者　田子　真史
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第２３４号
鳥取県米子市奈喜良274番地３　斉木アパート９号
債務者　青山　文雄
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第９号
鳥取県米子市陽田町19番地９　コーポ上田102号
債務者　東谷　圭子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第２９号
鳥取県米子市河岡256番地79　Ｂ―203号
債務者　湯村　香月
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第４号
徳島県海部郡海陽町大里字上中須42番地
債務者　南　　修
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第１１号
大分県杵築市大字杵築73番地
債務者　江藤　晴美
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第７５号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋2620番地
債務者　氏原　千春
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９９号
宮崎市清武町加納甲2394―20　パープルコーポ102号、住民票上の住所宮崎市清武町加納乙102番地　日高貸家５号棟
債務者　田村　和奈（旧姓興津）
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７９号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口60番地74　フォース正洋101号、旧住所盛岡市上堂３丁目18番22号　コーポ佐藤103号
債務者　山初　　亮
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第９０号
岩手県釜石市野田町２丁目４番22―245号
債務者　伊東　輝和
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部